

「除草・浚渫作業（一般市道勸修寺今熊野線）」仕様書

（担当：川端、山口 Tel075-591-0013）

1 件名

除草・浚渫作業（一般市道勸修寺今熊野線）

2 目的及び概要

本市が管理する一般市道勸修寺今熊野線の除草を実施するものである。

3 期間

令和8年11月13日まで

4 場所

京都市東山区福稲柿本町 他地内

5 範囲

【別紙1】箇所図【別紙2】現況写真参照

6 見積項目

- ・除草・浚渫作業（処分は含まない）
- ・除草で生じた刈草の積込・運搬

※伐採木、刈草、ゴミ等の処分含まない。東部土木みどり事務所で処分する。

7 支払条件

業務完了後、範囲において業務が適切に履行されていることを確認のうえ、本件に係る経費を支払う。

【特記事項】

- 本作業に必要な機材等のすべての費用は、本業務に含む。
- 作業で生じた刈草、ゴミ等は東部土木みどり事務所まで運搬すること。
- 散在するゴミ、殻等もすべて回収すること。
- 作業に際しては、近隣住民等に十分配慮し、問題が生じないよう留意するとともに、安全の確保に十分留意すること。
- 作業実施者の安全管理については、受注者の責任において行うこと。
- 作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- 作業中、事故をはじめ、問題が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- 受注者による道路使用手続きは不要。

東山区福稲柿本町







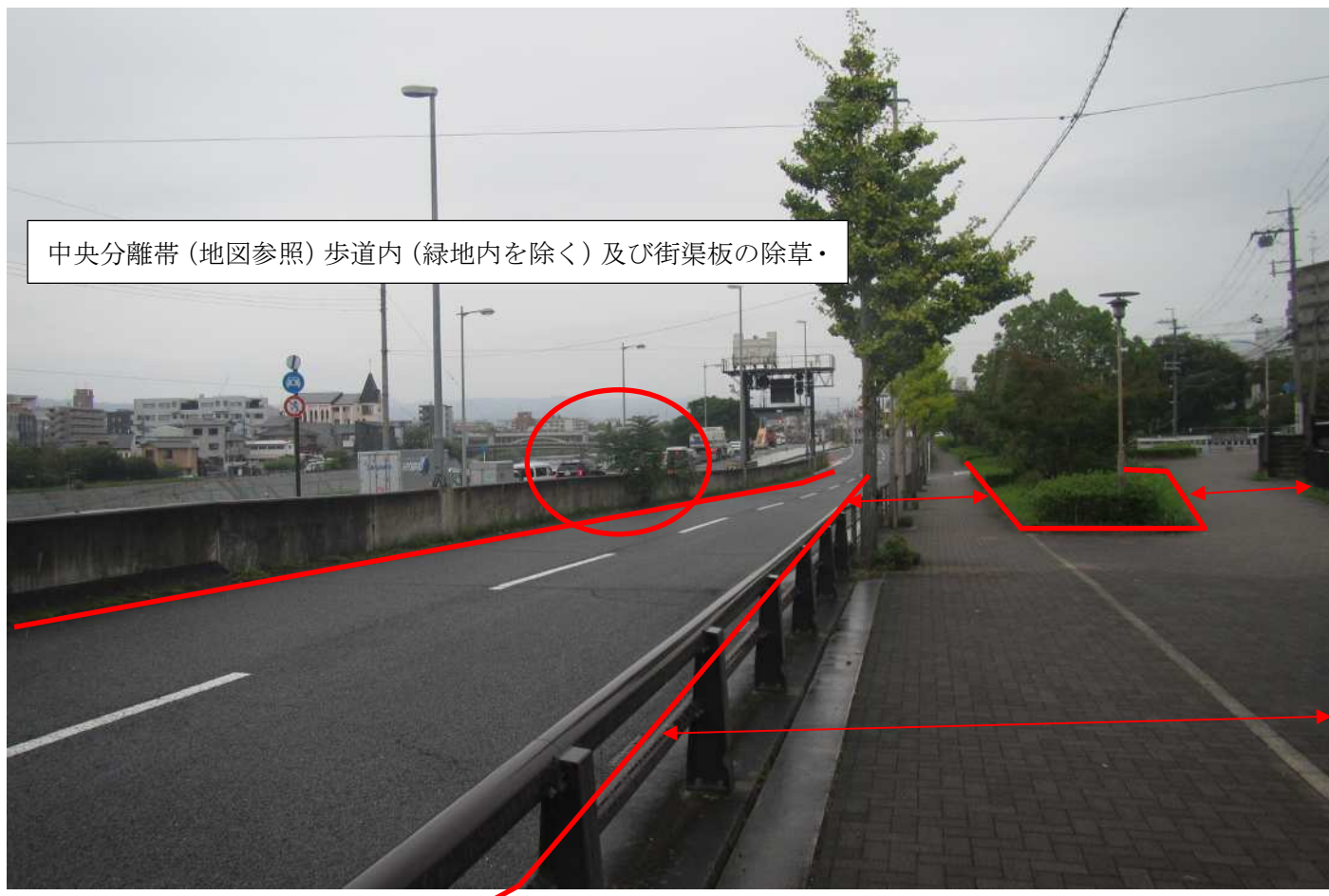
芝になっている所は下の土から除去

歩道内（緑地内を除く）及び街渠板の除草・浚渫



範囲外

中央分離帯（地図参照）歩道内（緑地内を除く）及び街渠板の除草・



中央分離帯部分南側終点



